

## 宅地造成等規制法に基づく許可申請手数料等について

宅地造成等規制法に基づく申請手数料等については、次のとおりです。

### 1. 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査

申請内容	手数料の額(円)
切土又は盛土をする土地の面積	
500㎡以下	12,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	21,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	31,000
2,000㎡を超え 5,000㎡以下	47,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	67,000
10,000㎡を超え 20,000㎡以下	110,000
20,000㎡を超え 40,000㎡以下	170,000
40,000㎡を超え 70,000㎡以下	250,000
70,000㎡を超え 100,000㎡以下	340,000
100,000㎡を超えるとき	420,000

### 2. 宅地造成等規制法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000円とする。

申請内容	手数料の額(円)
既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき。(面積の変更なし)	上記表の規定額の1/10
区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき。 (面積減少)	縮小後の面積に応ずる上記表の規定額の1/10
設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき。(面積増加)	増面積に応じる上記表の規定額
区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき。(面積増加かつ設計変更あり)	変更前の区域面積に応じる上記表の規定額の1/10 + 増面積に応じる上記表の規定額
その他の変更	10,000円

### 3. 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定に関する証明

1件につき 1,000円